

藤沢市告示第122号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、以下のものを指定し、次のとおり使用料の収納の事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

2026年（令和8年）4月1日

藤沢市長

鈴木 恒夫

1 委託を受けた者

藤沢市朝日町1番地の1
公益財団法人藤沢市みらい創造財団
理事長 宮 治 正 志

2 委託に係る使用料の種類

青少年会館に係る使用料

3 委託の期間

2026年（令和8年）4月1日から2027年（令和9年）3月31日まで